

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,200,000
A種株式	1,084,000
計	7,284,000

(注) 平成20年6月26日開催のA種株式にかかる種類株主総会ならびに平成20年6月27日開催の定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会において、平成20年7月16日を効力発生日として実施予定の当社普通株式における1株につき100株の割合での株式分割に合わせて、平成20年7月16日を効力発生日として、1単元の株式数を100株とする単元株制度を導入する旨および当社普通株式の発行可能株式総数を613,800,000株増加し620,000,000株とする旨の定款の一部変更を決議致しました。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,958,072	2,958,072	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注)
計	4,042,072	4,042,072	—	—

(注) A種株式の内容は次のとおりであります。

#### 1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

#### 2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- (2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

- (3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

### 3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

### 4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。  
 (2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

### 5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

### 6 A種株式調整比率

- (1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。  
 (2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率} \times \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後A種株式}}{\text{調整比率}} = \frac{\text{調整前A種株式}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後A種株式}}{\text{調整比率}} = \frac{\text{調整前A種株式}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日 (注) 1	普通株式 252,000	普通株式 252,000	630	630	630	630
平成16年4月1日 (注) 2	普通株式 1,298,000 A種株式 1,084,000	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000	86,650	87,280	86,650	87,280
平成18年9月15日 (注) 3	普通株式 1,063,830 A種株式 —	普通株式 2,613,830 A種株式 1,084,000	50,000	137,280	50,000	137,280
平成18年9月15日 (注) 4	普通株式 344,242 A種株式 —	普通株式 2,958,072 A種株式 1,084,000	—	137,280	—	137,280

(注) 1 相互会社から株式会社への組織変更に伴う資本の部の組替えによるもの。

2 第三者割当増資によるもの。

普通株式：発行価格50,000円、資本組入額25,000円

主な割当先：株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、三井物産株式会社、三井不動産株式会社、日本製紙株式会社、株式会社北洋銀行、東レ株式会社、株式会社東芝、株式会社名古屋銀行

A種株式：発行価格100,000円、資本組入額50,000円

割当先：株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、三井物産株式会社、三井不動産株式会社

3 第三者割当増資によるもの。

普通株式：発行価格94,000円、資本組入額47,000円

割当先：大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、Baytree Investments(Mauritius)Pte. Ltd.、住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社、住友信託銀行株式会社、株式会社大和証券グループ本社、モルガン・スタンレー証券株式会社

4 A種株主からの取得請求(前記(1) [株式の総数等] [発行済株式] (注) 5 取得請求権を参照。)に伴う普通株式の交付によるもの。

普通株式交付先(A種株式の取得請求者)：株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、三井物産株式会社、三井不動産株式会社

## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	21	13	1,303	1	—	859	2,197
所有株式数 (株)	—	1,100,096	68,635	1,361,732	212,765	—	214,844	2,958,072
所有株式数 の割合(%)	—	37.19	2.32	46.03	7.19	—	7.26	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他には、自己名義株式172,725株が含まれております。

3 当社は単元株制度を採用しておりません。

## A種株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	2	—	—	—	—	1	3
所有株式数 (株)	—	911,879	—	—	—	—	172,121	1,084,000
所有株式数 の割合(%)	—	84.12	—	—	—	—	15.88	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他は、自己名義株式であります。

3 当社は単元株制度を採用しておりません。

## (6) 【大株主の状況】

## 普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	415,014	14.02
大和証券エスエムビーシーブリ ンシバル・インベストメンツ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.22
野村フィナンシャル・パートナ ーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	8.99
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	214,127	7.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.20
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダード チャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	212,765	7.19
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.51
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	53,191	1.79
計	—	2,050,881	69.33

- (注) 1 所有株式数および発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式172,725株(発行済普通株式総数に対する割合5.83%)があります。

## A種株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済A種株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	603,879	55.70
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	308,000	28.41
計	—	911,879	84.12

- (注) 1 所有株式数および発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、A種株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式172,121株(発行済A種株式総数に対する割合15.87%)があります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,725	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,785,347	2,785,347	同上
発行済株式総数	普通株式 2,958,072 A種株式 1,084,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,347	—

(注) 当社は単元株制度を採用していません。

## 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株式 総数に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	普通株式 172,725	—	普通株式 172,725	5.83
計	—	172,725	—	172,725	5.83

(注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	172,725	—	172,725	—

(注) 「当期間」は、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

【株式の種類等】 A種株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	172,121	—	172,121	—

(注) 「当期間」は、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。



### 3 【配当政策】

当社は、経営環境や将来の収益見通しを踏まえ、生命保険業という事業の公共性に鑑みて、経営の健全性維持・強化に留意しつつ、安定的・持続的な企業価値の向上に取組み、株主への安定的な還元を図ることを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に従い、普通株式1株当たり1,750円、A種株式1株当たり3,500円を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、経営体質の強化や事業展開への備えとして、活用してまいりたいと考えております。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式 A種株式	4,874 3,191	1,750 3,500

なお、事業年度末以外の日を基準日とする配当については、当面の間、予定しておりません。

※ 剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会であります。

※ 当社は、「取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

第57期は当社が相互会社であったため、第58期以降は当社株式が非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場・非登録でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	—	石川博一	昭和17年10月3日生	昭和41年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 代表取締役副頭取 兼 副頭取執行役員 企業金融部門統括責任役員 平成14年6月 当社 顧問 平成14年7月 当社 取締役会長(現任)	(注)3	150
代表取締役社長 社長執行役員	—	西村博	昭和18年1月1日生	昭和42年4月 当社 入社 平成6年4月 当社 主計部長 平成8年7月 当社 取締役 平成10年4月 当社 常務取締役 平成13年4月 当社 専務取締役 平成13年7月 当社 代表取締役社長 平成16年4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	(注)3	150
代表取締役専務執行役員	運用企画部、市場運用部、特別勘定運用部、融資部、不動産部、運用管理部、北海道エリア、東京エリア担当	室田隆	昭和25年5月9日生	昭和50年4月 当社 入社 平成13年4月 三井ライフ損害保険株式会社 代表取締役社長 平成14年10月 当社 執行役員 平成15年4月 当社 常務執行役員 平成17年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成19年4月 当社 代表取締役 常務執行役員 平成20年4月 当社 代表取締役 専務執行役員(現任)	(注)3	70
代表取締役常務執行役員	企画部、調査広報部、人事部、総務部、中四国エリア担当	安孫子正人	昭和28年6月26日生	昭和52年4月 当社 入社 平成12年4月 当社 浜松支社長 平成15年4月 当社 執行役員 平成17年4月 当社 常務執行役員 平成18年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成20年4月 当社 代表取締役 常務執行役員(現任)	(注)3	20
取締役 常務執行役員	営業統括本部長	伊東純	昭和25年8月16日生	昭和50年4月 当社 入社 平成14年4月 当社 さいたま支社長 平成15年4月 当社 執行役員 平成17年4月 当社 常務執行役員 平成19年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	(注)3	100
取締役 常務執行役員	リスク管理部、IR部担当 チーフリスクマネジメントオフィサー	牧満	昭和28年9月22日生	昭和51年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成16年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員 東日本第四法人営業本部長 平成17年6月 当社 常務執行役員 平成19年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	(注)3	20
取締役 常務執行役員	主計部、営業企画部、コミュニケーション企画部、商品開発部、東北エリア、北関東エリア担当	山本幸央	昭和28年6月3日生	昭和52年4月 当社 入社 平成15年5月 当社 総務人事部門長 平成16年4月 当社 執行役員 平成18年4月 当社 常務執行役員 平成20年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	(注)3	50

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員	内部監査部、法務・コンプライアンス統括部担当 チーフコンプライアンスオフィサー 兼 チーフプライバシーオフィサー	星 田 繁 和	昭和28年8月31日生	昭和52年4月 当社 入社 平成15年10月 当社 関西エリア本部長 平成16年4月 当社 執行役員 平成18年4月 当社 常務執行役員 平成20年6月 当社 取締役 常務執行役員 (現任)	(注) 3	20
取締役	—	田 中 順一郎	昭和4年9月28日生	昭和26年4月 三井不動産株式会社 入社 昭和62年6月 同社 代表取締役社長 平成2年7月 当社 取締役(現任) 平成10年6月 三井不動産株式会社 代表取締役会長 平成19年6月 同社 常任相談役(現任) [他の会社の代表状況] 日本みどり開発株式会社 代表取締役会長	(注) 3	—
取締役	—	岡 田 明 重	昭和13年4月9日生	昭和38年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 取締役頭取 平成13年4月 株式会社三井銀行 取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 兼 株式会社三井住友銀行 取締役会長 平成17年6月 株式会社三井住友銀行 特別顧問 平成20年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—
常任監査役	(常勤)	上 田 英 文	昭和27年7月11日生	昭和50年4月 当社 入社 平成12年10月 エムエルアイ・システムズ株式会社 経営企画室長 平成14年4月 当社 執行役員 平成16年6月 当社 常務執行役員 平成18年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成20年4月 当社 取締役 平成20年6月 当社 常任監査役 (現任)	(注) 4	20
監査役	(常勤)	池 内 秀 和	昭和22年7月8日生	昭和46年4月 当社 入社 平成13年4月 当社 法人業務本部東京法人第二部長 平成13年7月 当社 執行役員 平成15年7月 当社 監査役 (現任)	(注) 5	40
監査役	(非常勤)	寛 榮 一	昭和2年5月27日生	平成2年5月 検事総長 平成4年5月 定年退官 平成4年6月 弁護士登録 平成6年7月 当社 監査役(現任)	(注) 5	—
監査役	(非常勤)	熊 谷 直 彦	大正15年8月19日生	昭和25年1月 第一物産株式会社(現三井物産株式会社) 入社 平成2年6月 三井物産株式会社 代表取締役社長 平成8年6月 同社 代表取締役会長 平成12年6月 同社 相談役 平成14年3月 当社 監査役(現任) 平成18年7月 三井物産株式会社 特別顧問(現任)	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	(非常勤)	松方 康	昭和8年3月27日生	昭和30年4月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 平成2年6月 同社 取締役社長 平成3年4月 三井海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 取締役社長 平成8年4月 同社 取締役 平成8年6月 同社 取締役副会長 平成9年6月 同社 相談役 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 相談役 平成16年6月 当社 監査役(現任) 平成18年8月 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問 平成20年4月 三井住友海上火災保険株式会社 名誉顧問(現任)	(注)4	—
計						640

- (注) 1 取締役のうち田中順一郎および岡田明重の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 監査役のうち笥 榮一、熊谷直彦、松方 康の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 任期は平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化・経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。  
取締役を兼務していない執行役員は16名で、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
専務執行役員	平田 徳久	市場統括本部長、関西エリア担当
常務執行役員	齋藤 純雄	代理店統括本部長、神奈川エリア担当
常務執行役員	山下 享	東京エリア代表支社長 兼 東京支社長
常務執行役員	中島 拓之	お客様サービスセンター長、システム企画部、損保業務部、北信越エリア担当
常務執行役員	鶴岡 重幸	M-com業務部、M-comサービス部、東海エリア担当、営業企画部長
常務執行役員	牧野 祐二	代理店統括本部副統括本部長 兼 代理店業務部長、東関東エリア担当
常務執行役員	落合 孝	融資部、不動産部、九州エリア担当
執行役員	福田 健二	関西エリア代表支社長 兼 大阪支社長
執行役員	平川 進一	法人第二営業本部長
執行役員	中西 正博	東海エリア代表支社長 兼 名古屋支社長
執行役員	笈田 泰之	IR部長
執行役員	武井 亮	人事部長
執行役員	嶋津 健	営業統括本部副統括本部長 兼 営業推進部長
執行役員	石川 哲朗	法人第一営業本部長
執行役員	藤岡 昭裕	主計部長
執行役員	有末 真哉	企画部長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、社会的な使命を果たしつつ、お客さまから信頼され、従業員が生き生きと働き、その結果として、安定的・持続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待に応える会社となることを目指しております。この目標の実現のためには、優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築が前提になるものと考えております。この考え方に基づき、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

### (1) 会社の機関

当社は監査役制度を採用しております。

また、執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離しております。

取締役会は、平成20年6月30日現在、取締役10名(うち2名は社外取締役)で構成し、業務執行に対する監督を行っております。また、取締役の任期は事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年としております。当事業年度には、取締役会は12回開催しております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

さらに、取締役会の監督機能を補完するため、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置して、取締役や執行役員の候補者案、報酬案等についての審議・報告を行っております。

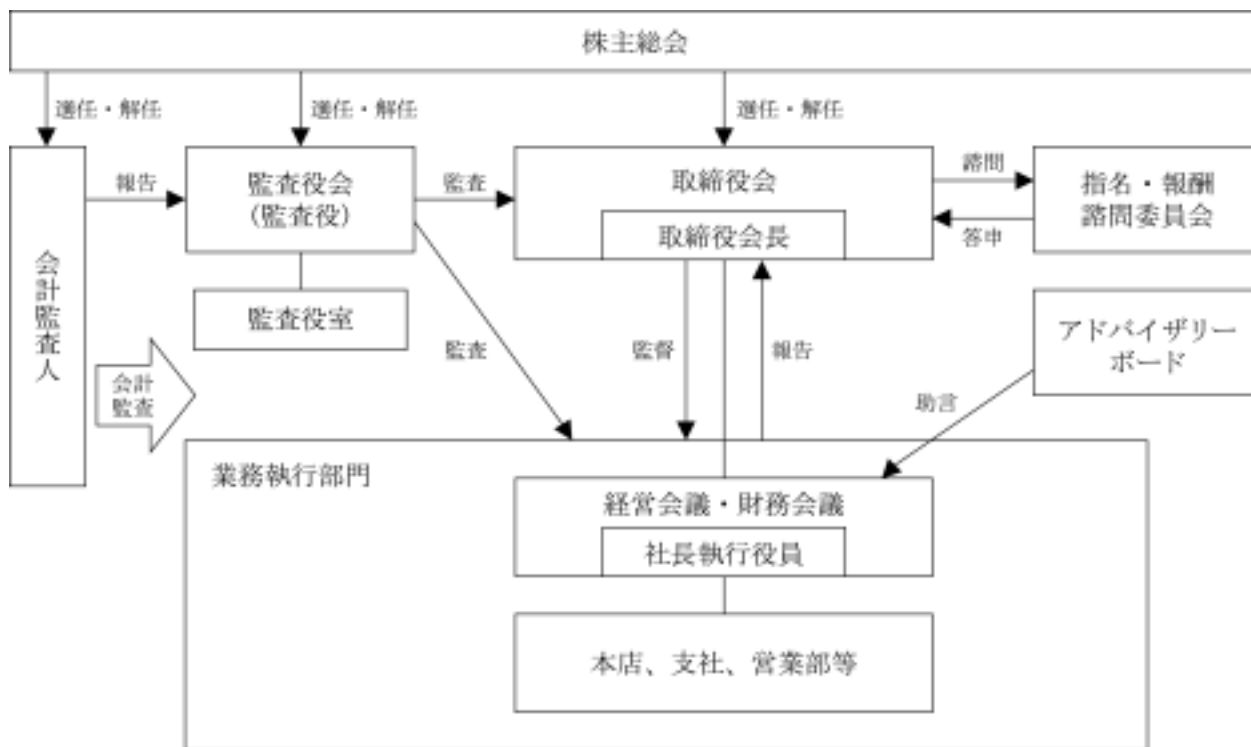
監査役会は、平成20年6月30日現在、監査役5名(うち3名は社外監査役)で構成し、取締役会および業務執行の監査を行っております。

業務執行については、取締役会において選任された執行役員(平成20年6月30日現在、取締役兼務者7名を含み計23名)が担当しております。また、業務執行のための会議体として、経営会議および財務会議を設置しております。

経営会議および財務会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営および資産運用に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的管理を行っております。経営会議および財務会議は、取締役会長、社長執行役員および各担当役員計15名で構成されております。なお、当事業年度には、経営会議は57回、財務会議は33回開催しております。

また、経営の健全性向上を図ることを目的に、企業経営者・学識経験者等から選任された委員で構成され、社外の視点から、社長をはじめとする経営層に対し提言・助言を行うアドバイザリーボードを設置し、年2回開催しております。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



(2) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を次の通り定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、すべての役職員が諸法令、社会規範および諸規程等を遵守し職務の遂行を行うべく体制を整備する。
  - (2) コンプライアンスに関する事項を統括監督する責任者として、チーフコンプライアンスオフィサーを配置し、その下にコンプライアンスの推進を統括する組織を設け、定期的に取締役会に報告する。さらに各組織の長をコンプライアンス責任者として、各組織のコンプライアンスの推進、管理を行う。
  - (3) チーフコンプライアンスオフィサーを議長とする「コンプライアンス対策会議」を設け、全社的な観点からコンプライアンス上の重要課題を審議する。
  - (4) 当社の取締役・使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかに報告される体制を確立する。
  - (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的にコンプライアンスに関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
  - (6) 法令遵守の推進ならびに自律的な内部管理態勢の充実を図る目的から定められている「三井生命行動規範」、加えて同規範に基づき業務執行上の基本となる考え方を示すものとして作成する「コンプライアンス・マニュアル」を、取締役・使用人に徹底するとともに、以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 文書の保存・管理に関する規程を定め、文書の適切な保存および管理を行うとともに、取締役および監査役が、それぞれの監督または監査権限により、保存された文書を適時閲覧・謄写できる体制を確保する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、子会社等リスクおよび情報漏洩リスク等について、それぞれのリスクの特性に応じたリスク管理を行う。
- (2) リスク管理に関する事項を統括監督する責任者として、チーフリスクマネジメントオフィサーを配置し、その下にリスクの統括管理を行う組織を設け、定期的に取り締役に報告する。さらに、リスクカテゴリー毎にリスク管理を担当する組織を定め、リスク毎の管理を行う。
- (3) チーフリスクマネジメントオフィサーを議長とする、「リスク管理対策会議」を設け、全社的な観点からリスク管理に関する重要事項を審議する。
- (4) 定量的なリスク管理手法として、取締役会にて「リスク割当資本運行ルール」を定め、統一的なリスク管理を行う。また計量化が困難な事務リスク・システムリスク等については、当該事象が発生した場合はすみやかに報告される体制を確立し、リスクの抑制に向けた対応を図る。
- (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的に取り締管理に関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
- (6) 危機的状況の発生またはその可能性が認められる場合において、適切な対応を行うべく体制を整備する。
- (7) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離する。
- (2) 業務執行のための会議体として、経営会議および財務会議を設置する。  
経営会議および財務会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営および資産運用に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的な管理を行う。
- (3) 取締役会の監督機能に資すべく、取締役会における必要な報告事項を取締役に定め、それに則った業務執行状況の報告を行う。
- (4) 取締役会、経営会議および財務会議において重要な決定を行い、決定に基づく業務執行が適切に行われるよう、責任、権限に関する規程その他効率的な職務執行を行うべく必要な規程を定める。

### 5. 当会社および子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「当社グループ全体の繁栄」という共通認識に基づき、子会社および関連会社(以下、「子会社等」という。)の事業の適切な運営と当社の子会社等への管理の適正化を図り、もって当社と子会社等双方の利益の増進を図る。
- (2) 各子会社等の役割を明確にするとともに、子会社等に対応する業務担当組織を定め、各組織の長が当該会社の取締役に就任する体制により子会社等経営への監視、内部牽制を行う。
- (3) 子会社等のコンプライアンス対応状況、リスク管理状況について、所管組織を通じ、管理状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに、取締役会に報告する。
- (4) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的の子会社等への内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
- (5) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 取締役の指揮命令に属さない「監査役会」の直属組織を設置し、監査役(会)の職務を補助するものとする。
- (2) 当該組織には、当該組織の長の他、1名以上の監査役スタッフを配置し、監査役監査を補助するに必要な能力を備えた人材を配属する。
- (3) 当該所属員の人事異動・人事評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を必要とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人は、取締役の職務執行の監査に資するため、次に定める事項を監査役(会)に報告する。

監査役(会)に定例的に報告すべき事項

- イ. 経営の状況、事業の状況、財務の状況
- ロ. 内部監査を所管する組織が実施した内部監査の結果
- ハ. リスク管理の状況
- ニ. コンプライアンスの状況

監査役(会)に臨時的に報告すべき事項

- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ロ. 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
- ハ. 内部通報制度に基づき通報された事実
- ニ. 金融庁検査・外部監査の結果
- ホ. 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
- ヘ. 重要な開示書類の内容 等

(2) 上記については、取締役会への監査役の出席のほか、経営会議、財務会議および経営会議の諮問機関である各対策会議への常勤監査役の出席を通じ、必要に応じて各監査役へ報告すること等により行う。

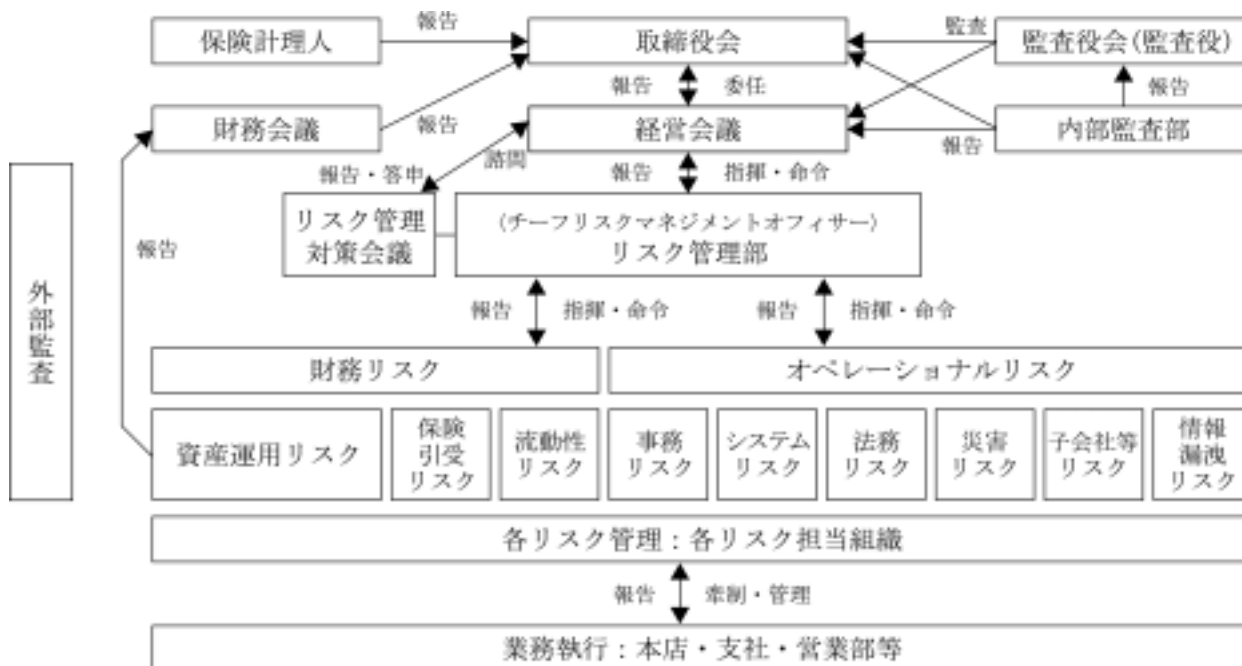
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査が効率的・効果的に行われるため、会計監査人の他、内部監査、コンプライアンス、リスク管理を所管する組織等からの報告等を通じ、連携を図る。
- (2) 必要に応じ、専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)の活用ができるようにする。

なお、上記「取締役」については、「執行役員」としての地位を付与されている場合、当該執行役員としての業務執行にかかる職務を含むものとする。

以上

<リスク管理体制図>





### (3) 内部監査の状況

内部監査については、他の業務執行組織とは独立した内部監査組織である内部監査部(平成20年6月30日現在48名)が、当社およびグループ会社に対し監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を定期的に取り締役会・経営会議に報告しております。

### (4) 監査役監査、会計監査の状況

監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議・財務会議等の重要な会議に出席しております。これにより、監査役は経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務の執行を監査しております。これらの監査役の監査業務をサポートする組織として監査役室を設けており、監査役の円滑な職務遂行の支援を行っております。なお、当事業年度には、監査役会は7回開催しております。

また、監査役は内部監査部および会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立ち会う等、緊密な連携を取っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、桃崎有治氏、佐藤誠氏の2名であり、監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、会計士補4名、その他15名であります。

### (5) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次の通りです。

取締役に対する報酬

289百万円(うち社外取締役15百万円)

監査役に対する報酬

78百万円(うち社外監査役26百万円)

### (6) 監査報酬の内容

当事業年度における当社の会計監査人である監査法人トーマツに対する報酬は、次の通りです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

97百万円

上記以外の業務に基づく報酬

91百万円

(注) なお、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、内部統制構築に関する助言・指導業務、上場準備に関する助言・指導業務等に対するものであります。

(7)責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。

(8)取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(9)株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(10)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(11)社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役および社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、また、社外取締役および社外監査役個人と当社との間には、特別な利害関係はありません。